

学校における医療的ケアを、より安全に、適切に実施するために！ 〈学校における医療的ケアに関する検討会議「最終まとめ」～文部科学省～〉

平成 31 年 2 月 28 日、文部科学省が設置した“学校における医療的ケアに関する検討会議”が「最終まとめ」を公表した。中央情勢報告No.7での報告と重なる部分は割愛するので、中央情勢報告No.7も併せて、御一読いただきたい。

学校における医療的ケアに関する検討会議「最終まとめ」概要（全日教連要約・抜粋）

〈学校における医療的ケアとは〉

医行為

医師の医学的判断及び技術をもってするのではなくれば人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはいけない。

学校における医療的ケア

特定行為（※）

- ・口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引
- ・気管カニューレ内の喀痰吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・経鼻経管栄養

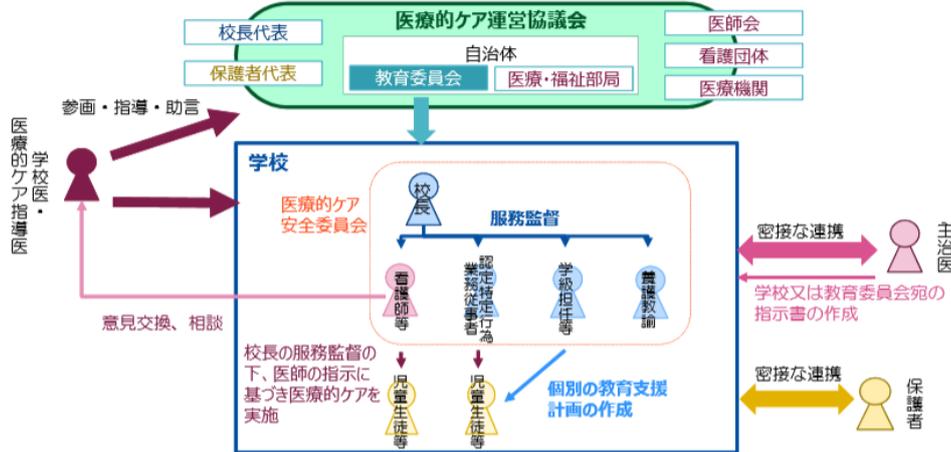
※認定された教職員等（認定特定行為業務従事者）が一定の条件の下に実施可

特定行為以外の、学校で行われている医行為（**看護師等が実施**）

本人や家族が医行為を行う場合、違法性が阻却されることがあるとされている。

- ・ 医療的ケア児の「教育の場（就学先）」の決定については、平成 25 年の学校教育法施行令の改正を踏まえ、総合的な観点から決定する。
- ・ その際、学校設置者である教育委員会も交え、本人や保護者への早期からの教育相談・支援と、丁寧な合意形成のプロセスが必要

〈学校における医療的ケアに係る実施体制（例）〉



〈医療的ケアに係る研修機会の提供〉

- ・ 校内連携のために、医療的ケアを実施しない教職員に対しても、医療的ケアの基礎知識に関する校内研修を実施する

〈校外における医療的ケア〉

- ・ 医療的ケア児の状況に応じ、看護師又は認定特定行為業務従事者が実施する体制を構築（小中学校等においては、校内同様に、主に看護師等が当たる）
- ・ 泊を伴う行事においては、勤務時間等も考慮した人員確保とともに、緊急事態に備え、医療機関との連携協力体制の構築も必要
- ・ スクールバス等専用通学車両の登下校において、乗車中に喀痰吸引が必要な場合には、看護師等による対応が基本

本「最終まとめ」掲載文部科学省Webページにつきましては、右のQRコード又は、下のURLからアクセスできます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1413967.htm



中央情勢報告No.7において、全日教連は、医療的ケア充実に係る体制整備や予算確保等を要望していくことを約束した。今回の「最終まとめ」に、教育の場決定に向けたプロセスの重要性や体制（案）が盛り込まれたこと、そして、来年度予算において医療的ケアを行う看護師の増員（1,300人⇒1,800人）が達成されたことは、要望活動の成果である。しかし、泊を伴う行事における人員確保等、課題が山積していると言わざるを得ない。全日教連は、来年度の要望活動においても、各单位団体や全日教連専門部と連携し、現場が必要とする体制の整備やそのための予算の充実に、関係省庁に求めていく。